



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

令和2年度千葉県の卓越した技能者表彰の推薦について

千葉県の卓越した技能者表彰は、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能の向上を図るため、昭和47年度より実施しています。

優れた技能をお持ちの方がいる事業所等の方は、ぜひご応募ください。

1. 推薦を行うことができる者

全県を対象とする同業者団体及び同業者団体の無い業界における従業員21名以上の事業所（被表彰候補者がいずれにも属さない場合は、市町村長など）

2. 被表彰候補者（以下の要件全てに該当する者）

- ① 千葉県内に就業している者
- ② 特定の技能に極めて優れた者。具体的にはその技能について県内の業界において第一人者と目されていること。また、技能検定職種については原則として1級技能士以上の者であること。
- ③ 現役の技能労働者
- ④ 技能を通して労働者の福祉と産業の発展に寄与した者
- ⑤ 他の技能者の模範と認められる者

ただし、過去に商工労働関係の知事表彰を受けた者は、その表彰を受けた日から5年以上が経過していること。

3. 推薦締め切り

8月上旬（予定）

4. 表彰方法

千葉県職業能力開発促進大会（12月予定）にて、表彰状を授与

※推薦方法など詳しくは以下のホームページをご覧ください。

千葉県の卓越した技能者の被表彰候補者の推薦について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/ginoushinkou/meikou/suisen.html>

【お問合せ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 技能振興班 TEL:043-223-2762

